

テレワーク及びウェブ会議システムの導入について

1 テレワークの導入

(1) 概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、職員の出勤を最小限に抑える取組を実施する中、職員が在宅の状態で勤務できる環境を整備する。

(2) 環境整備

職員所有のパソコン等で、資料作成やメールの閲覧及び送信などが可能となるオフィスサービスを既に導入し、テレワークを推進している。

さらに、在宅でのテレワークが可能となる環境を整備するため、庁内の閉域網ネットワークを更新するとともに、庁外持ち出し用パソコン100台を調達し、本年9月から運用を開始する。

2 ウェブ会議システムの導入

(1) 概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、10人以上が参集する会議等の開催を避ける必要があることから、ウェブ会議システムを導入する。

(2) 環境整備

ウェブ会議用のアプリケーション及びインターネット専用パソコン30台を調達し、本年7月から運用を開始する。